

「富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金」における 圧縮記帳等の適用について

公益財団法人富山県新世紀産業機構

「富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金」は、公益財団法人富山県新世紀産業機構から補助対象者に交付されるものであり、直接的には富山県（国）から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助対象経費については、圧縮記帳等の適用が認められますが、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外となるため、圧縮記帳等の適用は認められませんのでご注意ください。